住保機確認第 11-222 号
平成 23 年 10 月 14 日

設計施工基準第３条に係る確認について

ハウスサポート倶楽部
代表　比嘉　豊　殿

住宅瑕疵担保責任保険法人
財団法人住宅保証機構
専務理事　沼生哲男

平成 23 年 10 月 5 日付けでいただきました「遮熱シート『アプリ』」に係る申出につきましては、当機構住宅瑕疵担保責任保険（まもりすまい保険）設計施工基準第３条に基づき、下記のとおり取扱いができることを確認いたしましたので通知いたします。

つきましては保険契約申込み手続き等に遺漏がないようお願い申し上げます。

記

1．工法または建築材料の名称
遮熱シート『アプリ』

2．工法または建築材料の概要
両面アルミ箔付ポリエチレンフォーム+ＰＥ繊維+ＰＰ繊維シート
なお、施工方法等は「遮熱シート『アプリ』施工説明書」に従うことを条件とする。

3．適用地域
全国

4．適用範囲・部位
木造・鉄骨造住宅の外壁

5．当該工法または建築材料を用いた場合に適用を除外する条項
設計施工基準第９条第２項一号（通気構法の防水紙）、同第三号（防水紙の重ね幅）

6．保険契約申込み手続きのための要件
①保険契約申込みの際に、本書の写しを提出してください。
②矩計図等に当該仕様を用いることを明記いただくまで、設計者へご指示ください。

7．適用日
平成 21 年７月１日以降にまもりすまい保険の保険契約申込みを受け付けた住宅から適用します。ただし、本書発行後であっても保険契約上、引受けることができないと認められる場合には両者協議の上、変更又は取消しを行う場合があります。

COPY